

# 特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視

## 資 料

- 資料 1 特定外来生物に指定されている生物の一覧..... 1 頁
- 資料 2 埼玉県、栃木県及び群馬県内の市町村に対する特定外来生物の  
生息（生育）の有無及び防除の実施状況についての調査結果 ..... 6 頁
- 資料 3 特定外来生物の防除に関する市町村の意見..... 10 頁

## 特定外来生物に指定されている生物の一覧

合計 107 種類 (平成 26 年 3 月 1 日現在)

科 名	種 名
第一 動物界	
一 哺乳綱	
(一) カンガルー目	
クスクス科	トリコスルス・ヴルペクラ (フクロギツネ)
(二) 食虫目	
はりねずみ科	エリナケウス属 (ハリネズミ属) 全種
(三) 霊長目	
おながざる科	マカカ・キュクロピス (タイワンザル)、 マカカ・ファスキクラリス (カニクイザル)、 マカカ・ムラタ (アカゲザル)
(四) 齧歯目	
ヌートリア科	ミュオカストル・コップス (ヌートリア)
りす科	カルロスキウルス・エリュトラエウス (クリハラリス)、 カルロスキウルス・フィンライソニイ (フィンレイソ ンリス)、 プテロミュス・ヴォランス (タイリクモモンガ) のう ちプテロミュス・ヴォランス・オリイ (エゾモモンガ) 以外のもの、 スキウルス・カロリネンシス (トウブハイイロリ ス)、 スキウルス・ヴルガリス (キタリス) のうちスキウル ス・ヴルガリス・オリエンティス (エゾリス) 以外の もの
ねずみ科	オンダトラ・ズィベティクス (マスクラット)
(五) 食肉目	
あらいぐま科	プロキュオン・カンクリヴォルス (カニクイアライグ マ)、 プロキュオン・ロトル (アライグマ)
いたち科	ムステラ・ヴィソン (アメリカミンク)
マンダース科	ヘルペステス・アウロプンクタトゥス (ファイリマンダ ース)、 ヘルペステス・ヤヴァニクス (ジャワマンダース)、 ムンゴス・ムンゴ (シママンダース)

科 名	種 名
(六) 偶蹄目 しか科	アクシス属（アキシスジカ属）全種、 ケルヴス属（シカ属）に属する種のうちケルヴス・ニ ポン・ケントラリス（ホンシュウジカ）、ケルヴス・ ニポン・ケラマエ（ケラマジカ）、ケルヴス・ニポン・ マゲシマエ（マゲシカ）、ケルヴス・ニポン・ニポン （キュウシュウジカ）、ケルヴス・ニポン・プルケル ルス（ツシマジカ）、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ （ヤクシカ）及びケルヴス・ニポン・イエソエンシイ （エゾシカ）以外のもの、 ダマ属（ダマシカ属）全種、 エラフルス・ダヴィディアヌス（シフゾウ）、 ムンティアクス・レエヴェスイ（キョン）
二 鳥綱 すずめ目	
ちめどり科	ガルルラクス・カノルス（ガビチョウ）、 ガルルラクス・ペルスピキルラトウス（カオグロガビ チョウ）、 ガルルラクス・サンニオ（カオジロガビチョウ）、 レイオトリクス・ルテア（ソウシチョウ）
三 爬虫綱	
(一) かめ目	
かみつしがめ科	ケリュドラ・セルペンティナ（カミツキガメ）
(二) とかげ亜目	
たてがみとかげ科	アノリス・アルログス、 アノリス・アルタケウス、 アノリス・アングスティケプス、 アノリス・カロリネンシイス（グリーンアノール）、 アノリス・エクエストリス（ナイトアノール）、 アノリス・ガルマニ（ガーマンアノール）、 アノリス・ホモレキス、アノリス・サグレイ（ブラウ ンアノール）
(三) へび亜目	
なみへび科	ボイガ・キュアネア（ミドリオオガシラ）、 ボイガ・キュノドン（イヌバオオガシラ）、 ボイガ・デンドロフィラ（マングローブヘビ）、 ボイガ・イルレグラリス（ミナミオオガシラ）、 ボイガ・ニグリケプス（ボウシオオガシラ）、 エラフェ・タエニウラ・フリエスイ（タイワンスジオ）
くさりへび科	プロトボトロプス・ムクロスカマトウス（タイワンハ ブ）

科 名	種 名
四 両生綱 無尾目	
ひきがえる科	ブフォ・コグナトウス (プレーンズヒキガエル)、 ブフォ・グタトウス (キンイロヒキガエル)、 ブフォ・マリヌス (オオヒキガエル)、 ブフォ・プンクタトウス (アカボシヒキガエル)、 ブフォ・クエルキクス (オークヒキガエル)、 ブフォ・スペキオスス (テキサスヒキガエル)、 ブフォ・テュフォニウス (コノハヒキガエル)
あまがえる科	オステオピルス・セプトントリオナリス (キューバズ ツキガエル)
ゆびなががえる科	エレウテロダクテュルス・コクイ (コキーコヤスガエ ル)
あかがえる科	ラナ・カテスベイアナ (ウシガエル)
あおがえる科	ポリュペダテス・レウコミュスタクス (シロアゴガエ ル)
五 条鱗亜綱 (一) なまず目	
イクタルルス科	イクタルルス・プンクタトウス (チャンネルキャットフ イッシュ)
(二) かわかます目	
かわかます科	エソクス・ルキウス (ノーザンパイク)、 エソクス・マスクイノンギユ (マスキーパイク)
(三) かだやし目	
かだやし科	ガンブスィア・アフィニス (カダヤシ)
(四) すずき目	
サンフィッシュ科	レポミス・マクロキルス (ブルーギル)、 ミクロプテルス・ドロミエウ (コクチバス)、 ミクロプテルス・サルモイデス (オオクチバス)
モロネ科	モロネ・クリュソプス (ホワイトバス)、 モロネ・サクサティリス (ストライプトバス)
パーチ科	ペルカ・フルヴィアティリス (ヨーロピアンパーチ)、 サンデル・ルキオペルカ (パイクパーチ)
けつぎよ科	スイニペルカ・クアトスィ (ケツギヨ)、 スイニペルカ・スケルゼリ (コウライケツギヨ)
六 くも綱 (一) さそり目	
きょくとうさそり科	きょくとうさそり科全種
(二) くも目	
じょうごぐも科	アトラクス属全種、ハドロニユケ属全種
いとぐも科	ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、 ロクソスケレス・レクルサ

科 名	種 名
ひめぐも科	ラトロデクトゥス・ゲオメトリクス (ハイイロゴケグモ)、 ラトロデクトゥス・ハセルティイ (セアカゴケグモ)、 ラトロデクトゥス・マクタンズ (クロゴケグモ)、 ラトロデクトゥス・トレデキムグタトゥス (ジュウサンボシゴケグモ)
七 甲殻綱 えび目	
ざりがに科	アスタクス属全種、 パキファスタクス・レニウスクルス (ウチダザリガニ)
アメリカざりがに科	オルコネクテス・ルスティクス (ラストティークレイフイッシュ)
みなみざりがに科	ケラクス属全種
もくずがに科	エリオケイル属 (モクズガニ属) に属する種のうちエリオケイル・ヤポニカ (モクズガニ) 以外のもの
八 昆虫綱 (一) 甲虫目	
こがねむし科	ケイトトヌス属 (テナガコガネ属) に属する種のうちケイトトヌス・ヤンバル (ヤンバルテナガコガネ) 以外のもの エウキルス属 (クモテナガコガネ属) 全種、 プロポマクルス属 (ヒメテナガコガネ属) 全種
(二) はち目	
みつばち科	ボンブス・テルレストリス (セイヨウオオマルハナバチ)
あり科	リネピテマ・フミレ (アルゼンチンアリ)、 ソレノプシス・ゲミナタ (アカカミアリ)、 ソレノプシス・インヴィクタ (ヒアリ)、 ワスマンニア・アウロプンクタタ (コカミアリ)
九 二枚貝綱 (一) いがい目	
いがい科	リムノペルナ属 (カワヒバリガイ属) 全種
(二) まるすだれがい目	
かわほととぎすがい科	ドレイセナ・ブゲンシス (クワツガガイ)、 ドレイセナ・ポリュモルファ (カワホトトギスガイ)
一〇 腹足綱 まいまい目	
スピラクスィダエ科	エウグランディナ・ロセア (ヤマヒタチオビ)
一一 渦虫綱 三岐腸目	
やりがたりくうずむし科	プラテュデムス・マノクワリ (ニューギニアヤリガタリクウズムシ)

科 名	種 名
第二 植物界	
ひゆ科	アルテルナンテラ・フィロクセロイデス (ナガエツルノゲイトウ)
せり科	ヒュドロコティレ・ラヌンクロイデス (ブラジルチドメグサ)
さといも科	ピスティア・ストラティオテス (ボタンウキクサ)
あかうきくさ科	アズルラ・クリスタタ
きく科	コレオプスイス・ランケオラタ (オオキンケイギク)、 ギウムノコロニス・スピラントイデス (ミズヒマワリ)、 ルドベキア・ラキニアタ (オオハンゴンソウ)、 セネキオ・マダガスカリエンシス (ナルトサワギク)
うり科	スイキュオス・アングラトウス (アレチウリ)
ありのとうぐさ科	ミュリオフルルム・アクアティクム (オオフサモ)
いね科	スパルティナ・アングリカ
ごまのはぐさ科	ヴェロニカ・アナガルリス—アクアティカ (オオカワヂシャ)

(注) 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令 (平成 17 年政令第 169 号) 別表第一を抜粋した。

2 ( ) 内に記載する呼称は、和名である。

埼玉県、栃木県及び群馬県内の市町村に対する特定外来生物の生息（生育）  
の有無及び防除の実施状況についての調査結果

(1) 生息している83市町村のうち70市町村が防除していると回答しているもの

(単位：市町村)

特定外来生物種名	県名	左記特定外来生物が生息すると回答している市町村	防除の有無	
			防除していると回答している市町村	防除していないと回答している市町村
アライグマ (哺乳類)	計	83	70	15
	埼玉県	53	52	1
	栃木県	10	4	6
	群馬県	20	14	6

(注) 1 関東管区行政評価局、栃木行政評価事務所及び群馬行政評価事務所の調査結果による。

2 特定外来生物の生息（生育）に関して、埼玉県は63市町村のうち61市町村、栃木県は26市町村全て、群馬県は35市町村のうち33市町村の合計124市町村のうち120市町村から回答があった。

## (2) 生息（生育）するとしている特定外来生物の防除の実施状況

(単位：市町村)

特定外来生物種名	県名	左記特定外来生物が生息（生育）すると回答している市町村	防除の有無	
			防除していると回答している市町村	防除していないと回答している市町村
ウシガエル (両生類)	計	24	0	24
	埼玉県	16	0	16
	栃木県	6	0	6
	群馬県	2	0	2
ガビチョウ (鳥類)	計	11	0	1
	埼玉県	9	0	9
	栃木県	1	0	1
	群馬県	1	0	1
オオフサモ (植物)	計	8	0	8
	埼玉県	5	0	5
	栃木県	1	0	1
	群馬県	2	0	2
オオカワヂシャ (植物)	計	5	0	5
	埼玉県	2	0	2
	栃木県	1	0	1
	群馬県	2	0	2
カダヤシ (魚類)	計	4	0	4
	埼玉県	4	0	4
	栃木県	0	—	—
	群馬県	0	—	—
クリハラリス (哺乳類)	計	3	0	3
	埼玉県	3	0	3
	栃木県	0	—	—
	群馬県	0	—	—
ソウシチョウ (鳥類)	計	3	0	3
	埼玉県	3	0	3
	栃木県	0	—	—
	群馬県	0	—	—
オオヒキガエル (両生類)	計	3	0	3
	埼玉県	3	0	3
	栃木県	0	—	—
	群馬県	0	—	—
セイヨウオオマル ハナバチ (昆虫類)	計	2	0	2
	埼玉県	2	0	2
	栃木県	0	—	—
	群馬県	0	—	—
ミズヒマワリ (植物)	計	2	0	2
	埼玉県	2	0	2
	栃木県	0	—	—
	群馬県	0	—	—



特定外来生物種名	県名	左記特定外来生物が生息（生育）すると回答している市町村	防除の有無	
			防除していると回答している市町村	防除していないと回答している市町村
ヌートリア （哺乳類）	計	1	0	1
	埼玉県	1	0	0
	栃木県	0	—	—
	群馬県	0	—	—
カオジロガビチョウ （鳥類）	計	1	0	1
	埼玉県	0	—	—
	栃木県	0	—	—
	群馬県	1	0	1
チャネルキャット フィッシュ （魚類）	計	1	0	1
	埼玉県	0	—	—
	栃木県	0	—	—
	群馬県	1	0	1
ラストイークレイ フィッシュ （無脊椎動物）	計	1	0	1
	埼玉県	0	—	—
	栃木県	1	0	1
	群馬県	0	—	—

（注） 1 関東管区行政評価局、栃木行政評価事務所及び群馬行政評価事務所の調査結果による。

2 特定外来生物の生息（生育）に関して、埼玉県は63市町村のうち61市町村、栃木県は26市町村全て、群馬県は35市町村のうち33市町村の合計124市町村のうち120市町村から回答があった。

(3) 生息するとしている特定外来生物の防除が低調なもの

(単位：市町村)

特定外来生物種名	県名	左記特定外来生物が生息（生育）すると回答している市町村	防除の有無	
			防除していると回答している市町村	防除していないと回答している市町村
ブルーギル (魚類)	計	21	1	20
	埼玉県	13	0	13
	栃木県	5	0	5
	群馬県	3	1	2
アレチウリ (植物)	計	17	1	16
	埼玉県	9	1	8
	栃木県	6	0	6
	群馬県	2	0	2
オオクチバス (魚類)	計	22	2	20
	埼玉県	12	1	11
	栃木県	6	0	6
	群馬県	4	1	3
コクチバス (魚類)	計	17	2	15
	埼玉県	11	1	10
	栃木県	3	0	3
	群馬県	3	1	2
オオキンケイギク (植物)	計	18	3	15
	埼玉県	13	2	11
	栃木県	3	1	2
	群馬県	2	0	2
オオハンゴンソウ (植物)	計	10	3	7
	埼玉県	2	0	2
	栃木県	3	1	2
	群馬県	5	2	3
カミツキガメ (爬虫類)	計	12	5	7
	埼玉県	11	5	6
	栃木県	0	—	—
	群馬県	1	0	1

(注) 1 関東管区行政評価局、栃木行政評価事務所及び群馬行政評価事務所の調査結果による。

2 特定外来生物の生息（生育）に関して、埼玉県は63市町村のうち61市町村、栃木県は26市町村全て、群馬県は35市町村のうち33市町村の合計124市町村のうち120市町村から回答があった。

## 特定外来生物の防除に関する市町村の意見

県名	市町村名	特定外来生物の防除に関する市町村の意見
埼玉県	A市	オオキンケイギクは昔から緑化のために河川敷や道路敷に植樹されたと聞いているが、現在はその名残で街中でも見かけることが多い。国又は県で対策を考えてほしい。
	B市	埼玉県と契約しているアライグマ個体分析調査業務の報告料を引き上げてほしい。
	C市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村のみでの捕獲では限界があるため、国又は県単位での広域的な対応を要望する。</li> <li>特定外来生物捕獲に関する補助金を充実してほしい。</li> </ul>
	D市	カミツキガメについて、捕獲箱、タモなどを取り扱っているメーカーや販売店が分からずに困っており、捕獲に使用する用具についての情報がほしい。
	E市	捕獲に対し補助金を交付してほしい。
	F市	捕獲後の殺処分方法について教示願いたい。
	G町	<ul style="list-style-type: none"> <li>「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」（環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）には、一般的な情報のみが掲載されており、新しい防除法の記載がない。</li> <li>被害を受けている個人でも捕獲できるよう法を改正し、国が補助金を交付しないと減らない。</li> </ul>
栃木県	H市	捕獲された特定外来生物が広域的に分布する可能性がある場合には、速やかに捕獲情報が周知される体制を構築してほしい。
群馬県	I市	特定外来生物の捕獲等に関しては、市町村任せにするのではなく、少なくとも県が県内におけるエリア別の中心的生息域調査等を行う中で、広域的視野の下に積極的に指導を含めて関与すべきである。
	J町	現場ではアライグマとハクビシンとタヌキが混同して認識されている可能性がある。いずれも目撃情報は寄せられているが、捕獲許可申請や捕獲報告はハクビシンとタヌキである。
	K町	特定外来生物の飼養や防除について、社会的な理解が進んでいないため、周知する事業を行ってほしい。自治体等の広報誌に掲載を依頼することも可能ではないかと思う。
	L町	特定外来生物に関する知識が少なく、町ではそれを担当する部署も曖昧なため、対応ができていないのが現状。また、専門的な知識がないと見分けることが難しいので、防除は困難。
	M町	当町では、アライグマよりハクビシンが急激に繁殖しているように思われ、アライグマよりも多く捕獲している。国ではハクビシンを特定外来生物に指定しないのか。

(注) 関東管区行政評価局、栃木行政評価事務所及び群馬行政評価事務所の調査結果による。